

平成 26 年 7 月 7 日

液化石油ガス製造事業所長 様

(一社)山口県LPガス協会

◇ 危害予防規程に「南海トラフ地震防災規程」の追加・改訂について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」において、津波により30cm以上の浸水が想定される区域における第一種製造者（高圧ガス保安法上の液化石油ガス製造事業所）は、既存の危害予防規程に「南海トラフ地震防災規程」を追加・改訂し、平成26年9月29日までに、県知事へ届出する必要があります。

【背景】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域において、津波により30cm以上の浸水が想定される区域に所在する液化石油ガス製造事業所は、この特別措置法による「南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を策定して、関係行政機関へ届出ることになります。

しかしながら、高圧ガス保安法上の危害予防規程が制定されている液化石油ガス製造事業所においては、この危害予防規程に「南海トラフ地震防災規程」を追加・改訂され、県知事へ届け出れば、対策計画を別途作成する必要がないことになっています。

・ 南海トラフ巨大地震によって30cm以上の浸水が想定される区域とは。

山口県HPの南海トラフ巨大地震の津波浸水想定図を参照してください。

なお、当該浸水想定図で想定される区域であっても、高台や山間部等で明らかに浸水が想定されていない場合は対象となり得ないことを申し添えます。

山口県HP <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/bousai/taisakukeikaku.html>